市営住宅入居申込案内書

高浜市　都市政策部　都市計画グループ

令和 8年10月版

目　　次

１．申込みまで	2
２．申込資格	3
３．優先入居「福祉枠」の要件と割り当て	4
４．緩和世帯とは	5
５．その他	5
６．申込方法	6
７．入居者選考（「一般枠」及び「福祉枠」の抽選）	7
８．共益費（自治会費）	7
９．住宅の家賃について	8
１０．収入基準	9
１１．収入を証明する書類	14
１２．市営住宅物件案内	15
１３．高浜市施設マップ	17

1　申込みまで

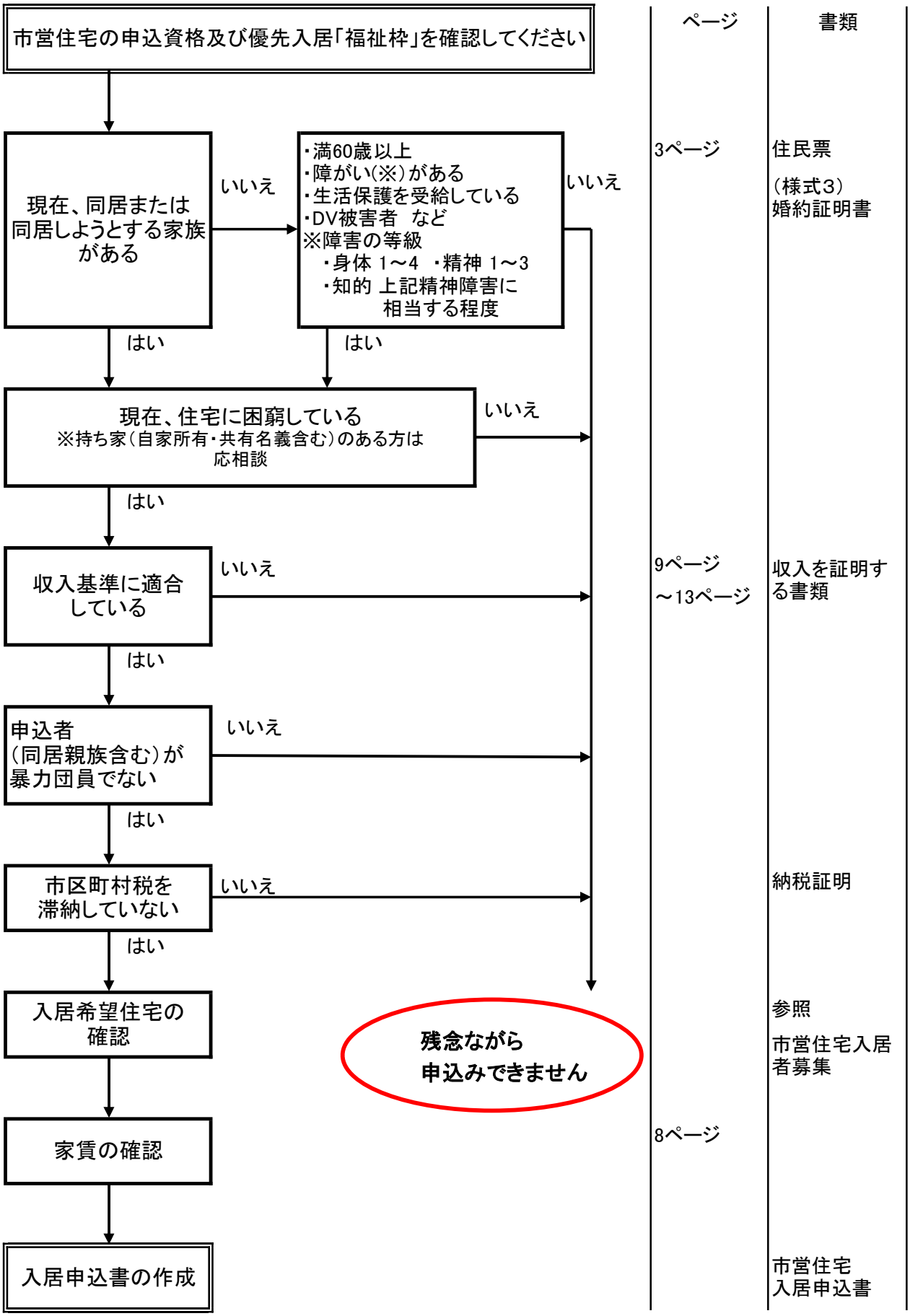
市営住宅の申込資格及び優先入居「福祉枠」を確認してください
現在、同居または同居しようとする家族がある
いいえ
・満60歳以上
・障がい(※)がある
・生活保護を受給している
・DV被害者　など
※障害の等級
・身体 1～4　・精神 1～3
・知的 上記精神障害に相当する程度
いいえ
はい
はい
現在、住宅に困窮している
※持ち家（自家所有・共有名義含む）のある方は応相談
いいえ
はい
収入基準に適合している
いいえ
はい
申込者（同居親族含む）が暴力団員でない
いいえ
はい
市区町村税を滞納していない
いいえ
はい
入居希望住宅の確認
残念ながら申込みできません
家賃の確認
入居申込書の作成
ページ
書類
3ページ
住民票
（様式3）婚約証明書
9ページ～13ページ
収入を証明する書類
納税証明
参照
市営住宅入居者募集
8ページ
市営住宅入居申込書

２　申込資格

1. 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある者及び婚約者、高浜市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱のパートナーシップ・ファミリーシップ宣言者を含む）があること。ただし、下記の場合は、単身でも申込できます。
   - ア　60歳以上の方
   - イ　下記の障害のある方
     - ・身体障害 1～4級
     - ・精神障害 1～3級
     - ・知的障害 上記精神障害の程度に相当する程度
   - ウ　戦傷病者
   - エ　原子爆弾被爆者
   - オ　生活保護を受給している方
   - カ　海外からの引揚者（引揚から5年以内）
   - キ　ハンセン病療養所入所者等
   - ク　DV被害者で下記のいずれかに該当する方
     - ・配偶者暴力防止等法に基づく一時保護または保護が終了した日から5年以内の方
     - ・配偶者暴力防止等法に基づく裁判所による命令の申立てを行った方（命令がその効力を生じた日から起算して5年以内の場合）
2. 世帯の総所得（月額）が、下記の金額を超えないこと。
   - ア　一般世帯　15万8千円
   - イ　緩和世帯　21万4千円（※）
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
   - ・持家を所有している方は、持家に住むことのできない理由について審査します。審査の結果、申込を受理できない場合があります。
   - ・公営住宅（県営住宅、他市市営住宅を含む）に入居中の方は、入居中の公営住宅から当市市営住宅への引っ越しが必要な理由を審査します。審査の結果、申込を受理しない場合があります。
4. 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある者及び婚約者、高浜市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱のパートナーシップ・ファミリーシップ宣言者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
5. 市区町村税を滞納していないこと。

３　優先入居「福祉枠」の要件と割り当て

１．申込資格を有する方で、下記に該当する方は優先枠に申込めます。
※福祉枠には、要件を満たさない方は申込みできません。
〇対象者・・・市内に在住又は勤務している者のうち、下記表に掲げる者

優先入居者	対　象　要　件
①２０歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）	・母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、２０歳未満の子を扶養している者（同居の親族のうちに２０歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいる者を除く。）
②高齢者	・６０歳以上で同居しようとする親族のすべてが次の各号のいずれかに該当する者であること １　配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。） ２　１８歳未満又は５６歳以上の者
③心身障害者	・次の各号のいずれかに該当する者であること。 １　知的障害者にあっては、厚生労働大臣が定めるところにより交付を受けた療育手帳を所持している者で、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長によりＡ又はＢの知的障害者と判定されたもの ２　精神障害者にあっては、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により１級又は２級の精神的障害を有していると判定された者 ３　戦傷病者にあっては、戦傷病者特別援護法第４条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法別表第１号表ノ３第１款症以上の障害を有するもの ４　身体障害者にあっては、身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までの障害を有するもの

２．優先枠の割り当て
【Ａ】１階の住戸を入居募集する場合　　→　「②」「③-4」に割当て
【Ｂ】２階以上の住戸を入居募集する場合 →　募集住宅の1/2を「①」「③-1～3」に割り当て

４　※緩和世帯とは（3ページ　２．イ）

緩和世帯は、下記に該当する世帯を指します。
（一般世帯に比べ、入居時に所得の上限が上がります。）

1. 下記の障がいのある方を含む世帯
   ・身体障害　１～４級
   ・精神障害　１級または2級
   ・知的障害　上記精神障害の程度に相当する程度
2. 戦傷病者を含む世帯
3. 原子爆弾被爆者を含む世帯
4. 海外からの引揚者（引揚から5年以内）を含む世帯
5. ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
6. 入居者自身が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である世帯
7. 小学校に就学前のお子さんと同居しているまたは同居する予定の世帯

５　その他

1. 入居の際、世帯を不自然に分割する場合は申込みできません。
2. 入居の際、全員が同時に入居できなければ申込みできません。（出生・死亡の場合を除く。）
3. 賃貸借契約締結の際、連帯保証人1名（原則として入居者と同等の資力がある親族）が必要となります。
4. 入居前に、敷金（家賃の3か月分）をお支払いいただきます。ただし、猶予・減免のできる場合がありますので、支払いが困難な事情のある場合は市役所都市計画グループへご相談ください。
5. 申込後に住所、連絡場所を変更された方は、直ちに市役所都市計画グループへご連絡ください。
6. 市営住宅では、犬・猫等動物の飼育はできません。（盲導犬等は除く。）
7. 市営住宅は、建築年数も経過していることから、壁・床等にキズ・汚れなどがあり、修繕できかねるところがあります。ご了承ください。
8. 家賃・敷金以外に、入居後は、次のような共益費を自治会に支払っていただきます。共益費の金額は、住宅ごとに異なります。
   ア　共同施設の電気料金・水道料金
   イ　汚水処理施設の管理維持に要する費用（芳川住宅のみ）
   ウ　その他共同施設、共同付帯設備の使用に要する費用

６　申込方法

申込みは「１世帯1住宅」です。
次に掲げる書類を「都市計画グループ」に直接お持ちください。
証明書等は、発行後3か月以内のものとします。
必要に応じて、内容が確認できる書類の提出を求める場合があります。

1.「市営住宅入居申込書」
2. 入居する親族全員の「住民票の写し」
　記載事項に省略がなく、続柄、筆頭者氏名等が記入されているもの。
　・離婚調停中（裁判所の事件証明書等が必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申し込むことはできません。
　・婚約中の方は、婚約証明書（申込書様式3の婚約証明欄を使用してください。）
　（1）婚約により申込みされた方は、入居指定日から3ヶ月以内には、申込家族全員が入居すること。
　（2）婚姻届手続き終了後には、速やかに住民票の写しの提出が必要です。
　・両親が死亡し、兄弟姉妹等で入居申込みをする場合や母（父）子で申込みされる方で、続柄が住民票で確認できない場合などは「戸籍謄本」が必要です。
　・内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申し込みできます。
3.「課税証明書」など（収入のある方全員の収入を証する書類）
　・特別控除該当者(老人扶養、特定扶養、障害者、寡婦、ひとり親をいう)がいる場合にあっては、その者が特別控除該当者であることを証する書類。
　（障害者手帳など。ただし、課税証明書に記載がある場合は不要。）
4. 市区町村税の「納税証明書」
5. 優先入居「福祉枠」を申し込む場合は、優先入居の対象要件を満たすことを証する書面

7　入居者選考（「一般枠」及び「福祉枠」の抽選）

1.「一般枠」

申込者が募集戸数を超える場合は、公開抽選で入居者を決定します。

なお、入居者選考は市内在住・在勤の者を優先的に行います。

<table>
<tr><th>例1：住宅Aに対して応募者が1名（aのみ）の場合</th><th>例2：住宅Bに対して応募者が3名（b、c、d）の場合</th><th>例3：住宅Cに対して応募者が3名（e、f、g）の場合</th></tr>
<tr><td>⇒ aの在住・在勤要件に関わらず入居申請を受け付けします。</td><td><table><tr><td>b</td><td>市内在住</td><td>選考対象</td></tr><tr><td>c</td><td>市外</td><td rowspan="2">補欠当選者の選考対象</td></tr><tr><td>d</td><td>市外</td></tr></table>⇒ bのみで当選者選考を実施します（参加者はb1名なのでbが当選者となります）。
その後、c、dから補欠当選者を設定します。</td><td><table><tr><td>e</td><td>市外</td><td rowspan="3">選考対象</td></tr><tr><td>f</td><td>市外</td></tr><tr><td>g</td><td>市外</td></tr></table>⇒ e、f、gで当選者・補欠当選者の選考を実施します。</td></tr>
</table>

2.「福祉枠」

申込者が募集戸数を超える場合は、公開抽選で入居者を決定します。

3.「共通」

・抽選会場：高浜市役所等の指定された会議室

※抽選会に出席されない方は無効になります。

・当選された方は、抽選会後入居関係の書類をお渡しし、入居の説明を行います。

8　共益費（自治会費）

市営住宅入居者は全員がその住宅の自治会員になっていただきます。

自治会に家賃以外に共益費（自治会費）が必要です。

共益費（自治会費）の用途は、次に掲げるような内容です。

1. 共同施設の電気料金・水道料金
2. 汚水処理施設の管理維持に要する費用
3. その他共同施設、共同付帯設備の使用に要する費用
4. 自治会とは別に、町内会への加入を推奨しています。

９　住宅の家賃について

1. 市営住宅に申込された方の家賃は、同じ住宅でも入居される家族の合計所得によって異なります。
   毎年家族全員の収入の申告をしていただき、その収入により家賃を決定します。
   （毎年家賃が変わる場合があります。）
2. 家賃は住宅の建設されている地域、部屋の専用床面積、建設されてからの経過年数などにより決定された「応益係数」に「家賃算定基礎額」を乗じて得た額です。「家賃算定基礎額」は入居される家族の合計所得から算出される所得月額により決定されます。
   そのため、毎年収入等の申告が必要です。

所得区分		所　得　月　額	家賃算定基礎額
一般世帯	Ⅰ	104，000円以下	34，400円
	Ⅱ	104，000円を超え　123，000円以下	39，700円
	Ⅲ	123，000円を超え　139，000円以下	45，400円
	Ⅳ	139，000円を超え　158，000円以下	51，200円
緩和世帯	Ⅴ	158，000円を超え　186，000円以下	58，500円
	Ⅵ	186，000円を超え　214，000円以下	67，500円

※係数、家賃算定基礎額は毎年替わることがあります。

3. 入居後、3年を経過し、公営住宅法の定める一定の所得月額を越える方は、収入超過者と認定され、家賃が入居されている住宅の近傍同種住宅家賃(民間賃貸住宅並の市場家賃)になる場合があります。
   近傍同種家賃は同じような住宅であっても、その住宅の建設工事費により家賃が異なる場合があります。
   また、高額所得者（市営住宅に5年以上入居していて一定以上の収入がある方）に認定された場合、住宅の明渡請求をすることがあります。この場合、明渡期限経過後は近傍同種住宅家賃の2倍の金銭をお支払いいただくことになります。

10　収入基準

1. 申込家族全員の総所得金額を対象とします。
2. 各々の総所得金額から個別の特別控除をし、合算します。
3. 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、
   12で除し所得月額を算出します。

総所得金額－個別特別控除		一般控除		特別控除		
●給与所得者の方は（表3）により算出 ●個別の特別控除額を控除 ●収入のある方が2人以上いる場合には各々の所得金額を合算した金額 [寡婦・寡夫27万円(個別特別控除)]	－	38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数	＋	障害者　27万円 特別障害者　40万円 特定の扶養　25万円 老人扶養　10万円 × 各々対象者数	÷	12

	所得月額	
=	158，000円以下	・・・市営住宅入居可能
	158，000円を超え214，000円以下	・・・下記条件に該当する世帯のみ可能

所得月額の上限が緩和される世帯(緩和世帯)

①心身障害者世帯

家族の中(同居親族)に中度(B・3度)以上の知的障害、中度(2級)以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯

②原爆被害者世帯

家族の中(同居親族)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

③高齢者世帯

60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれも60歳以上又は18歳未満の者である場合

④引揚者の方

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
（引揚証明書の交付を受けている方）

⑤ハンセン病療養所入所者等世帯

家族の中（同居家族）に平成８年３月３１日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

⑥子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯

（表１） 総所得金額で確認する場合（特別控除がない場合） 単位：円

	同居・扶養親族数	１人（２人家族）	２人（３人家族）	３人（４人家族）	４人（５人家族）	５人（６人家族）	６人（７人家族）
総所得金額	一般世帯	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	4,176,000
	緩和世帯	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	4,848,000

（表２） 給与所得者が１人で特別控除がなく、総収入で確認する場合（公的年金は除く） 単位：円

	同居・扶養親族数	１人（２人家族）	２人（３人家族）	３人（４人家族）	４人（５人家族）	５人（６人家族）	６人（７人家族）
総収入金額	一般世帯	3,511,999 （292,666）	3,995,999 （332,999）	4,471,999 （372,666）	4,947,999 （412,333）	5,423,999 （451,999）	5,895,999 （491,333）
	緩和世帯	4,363,999 （363,666）	4,835,999 （402,999）	5,311,999 （442,666）	5,787,999 （482,333）	6,263,999 （521,999）	6,720,006 （560,000）

（ ）内は月額総収入を示します。

（注） 前年１月２日以降に就職、転職又、新しく事業を始められた方などは、これらの表とは異なります。

給与所得者が2人以上ある場合の計算例

—計算例—

申込家族4人（障害者3級の方が1人みえる。）

申込者の総収入金額3,200,000円 → 総所得金額2,060,000円
…《表3総所得計算のしかた》より計算 【3,200,000円×0.7－180,000円】

妻の総収入金額800,000円 → 総所得金額150,000円
…《表3総所得計算のしかた》より計算 【総収入金額－650,000円】

（2,060,000円＋150,000円） － 【（380,000円×3）＋270,000円 】 ＝ 800,000円
合計総所得金額　一般控除　特別控除
…諸控除額一覧表より

$$\frac{800,000円}{12} = 66,666円$$ ……市営住宅へ申し込む資格があります。

現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない場合の計算例

—計算例—

申込家族3人（特別控除対象者なし。）給与所得者が1人

8ケ月分の総収入金額が2,200,000円
（給与2,100,000円、賞与100,000円の場合）

$$\underbrace{\frac{2,100,000円}{8}}_{1ケ月平均の給与} \times 12 + \underbrace{100,000円}_{賞与} = 3,250,000円$$ …年間総収入金額

↓

表2の早見表により市営住宅に申し込む資格があります。

総所得金額計算のしかた（表３）

（公的年金以外の場合）

総 収 入 金 額	総 所 得 金 額
1円　～　650,999円	0 円
651,000円　～　1,618,999円	総収入金額　－　650,000 円
1,619,000円　～　1,619,999円	969,000 円
1,620,000円　～　1,621,999円	970,000 円
1,622,000円　～　1,623,999円	972,000 円
1,624,000円　～　1,627,999円	974,000 円
1,628,000円　～　1,803,999円	ア×0.6
1,804,000円　～　3,603,999円	ア×0.7　－　180,000 円
3,604,000円　～　6,599,999円	ア×0.8　－　540,000 円
6,600,000円　～　9,999,999円	総収入金額×0.90　－　1,200,000 円　※
10,000,000円　～　15,000,000円	総収入金額×0.95　－　1,700,000 円　※

※小数点以下は切捨て

アの計算は　年間総収入金額÷4,000＝ A　（小数点以下は切り捨て）

A　×4,000＝ ア

（公的年金の場合）

区分	総 収 入 金 額	総 所 得 金 額
64歳以下の方	130万円未満	公的年金総収入－ 70万円
	130万円以上 410万円未満	公的年金総収入× 0.75－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	公的年金総収入× 0.85－78万5千円
	770万円以上	公的年金総収入× 0.95－155万5千円
65歳以上の方	330万円未満	公的年金総収入－ 120万円
	330万円以上 410万円未満	公的年金総収入× 0.75－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	公的年金総収入× 0.85－78万5千円
	770万円以上	公的年金総収入× 0.95－155万5千円

(注)遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入の対象とはなりません。

収入計算で控除できる金額

諸控除額一覧表（年間総所得金額から次の控除をします。）

<table>
<tr><th>区分</th><th>控除名</th><th colspan="3">控除対象者</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般控除</td><td>同居親族控除</td><td colspan="3">申込家族のうち申込者以外の人</td><td rowspan="2">1人につき
38万円</td></tr>
<tr><td>扶養親族控除</td><td colspan="3">申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人(仕送りをしているだけでは扶養親族にならない場合があります。)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個別の特別控除</td><td rowspan="2">ひとり親控除</td><td colspan="3">離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の人</td><td rowspan="2">その人の所得から
35万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母（父）になった女子（男子）で、その者と生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td colspan="3">夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明な人で扶養親族のある人</td><td rowspan="2">その人の所得から
27万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の人で合計所得金額が500万円以下の人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">その他特別控除</td><td rowspan="4">障害者控除</td><td rowspan="4">申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている人</td><td>身体障害者手帳</td><td>3～6級</td><td rowspan="4">1人につき
27万円</td></tr>
<tr><td>精神障害保険福祉手帳</td><td>2・3級</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>B・C</td></tr>
<tr><td>戦傷病者手帳</td><td>第4項症～第4目症</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特別障害者控除</td><td rowspan="5">申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている人</td><td>身体障害者手帳</td><td>1・2級</td><td rowspan="5">1人につき
40万円</td></tr>
<tr><td>精神障害保険福祉手帳</td><td>1級</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>A</td></tr>
<tr><td>戦傷病者手帳</td><td>特別項症～第3項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">被爆者健康手帳所持者のうち厚生大臣の認定患者</td></tr>
<tr><td>老人扶養親族控除</td><td colspan="3">一般控除対象者の中で年令が70歳以上の人で、収入のある人の扶養親族と認められている人</td><td>1人につき
10万円</td></tr>
<tr><td>特定の扶養親族に係る控除</td><td colspan="3">一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の人で、収入のある人の扶養親族と認められている人（控除対象配偶者は除く。）</td><td>1人につき
25万円</td></tr>
</table>

※　控除の内容、金額については、法律の改正により変更される場合があります。

（注1）この場合の子は、その年分の所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない方に限られます。

11　収入を証明する書類

次の区分表により該当する●印及び○印の書類を全て提出してください。

なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 ／ 現在の状況（就職時期等により提出していただく書類が違いますので注意してください。）	申込月	注1 市区町村発行の所得証明書	源泉徴収票（前年中の所得証明）	注2 給与支給証明書	確定申告書の控（税務署の受理印があるもの）	注3 月別明細書	最近の年金振込通知書のコピー又は年金改定通知書等のコピー	開業届の控（税務署の受理印があるもの）	転職を証明する書類（退職証明書・廃業届・卒業証書のコピー等）	扶養を証明する書類
給与所得者	①前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	1～5月	○	●							
		6～12月	●								
	②前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までに1年以上経過している方	－	○		●						
	③前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までの勤務期間が1年未満の方	－	○		●					○	
	④最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方	－			●						○
自営業者等	⑤前年1月1日以前から引き続き営業している方	1～5月	○			（●）	●				
		6～12月	●								
	⑥前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	－	○				●		○		
	⑦前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	－	○				●		○	○	
	⑧最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方	－					●		○		○
その他	⑨年金受給者	－	○					●			
	⑩失業中の方	－	●雇用保険受給資格者証のコピー								
	⑪生活保護受給者者の方	－	●生活扶助料の受給証明書								

●備考

（注1）　所得証明書　----------　市区町村の税務担当課において、総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明を受けてください。

（注2）　給与支給証明書　②の場合　---　現在の勤務先で、入居申込みの前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む。）

③④の場合　--　現在の勤務先で、就職した月から入居申込みの前月までの支給証明を受けてください。（賞与の予定分は含みません。）

（注3）　月別証明書　⑥の場合　---　入居申込みの前月から過去1年間分の所得を記入してください。

⑦⑧の場合　--　営業を開始した月から入居申込みの前月までの所得を記入してください。

●収入基準の計算対象とならないもの

課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

（例・生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金など）

12　市営住宅物件案内

＜市営芳川住宅＞

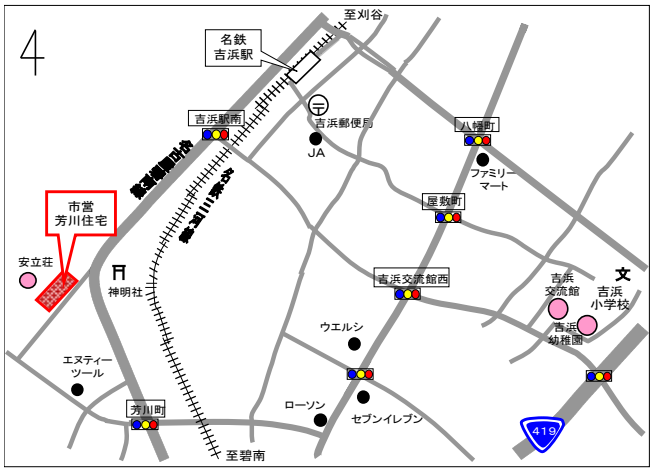

間取りは一例です

所　在　地	高浜市芳川町一丁目2番地45		
規　　格	中層耐火造4階建		
建設年度	昭和55年	戸　　数	24戸(1棟)
間　取　り	3DK(6･6･4.5･DK)		
家　　賃	18，000～35，700円		
通　学　区	吉浜小学校･高浜中学校		
ア ク セ ス	高浜市役所	1.6km	徒歩20分
	名鉄吉浜駅	0.9km	徒歩12分
	高浜豊田病院	2.1km	徒歩25分
	吉浜小学校	1.7km	徒歩20分
	高浜中学校	1.9km	徒歩22分

＜市営湯山住宅＞

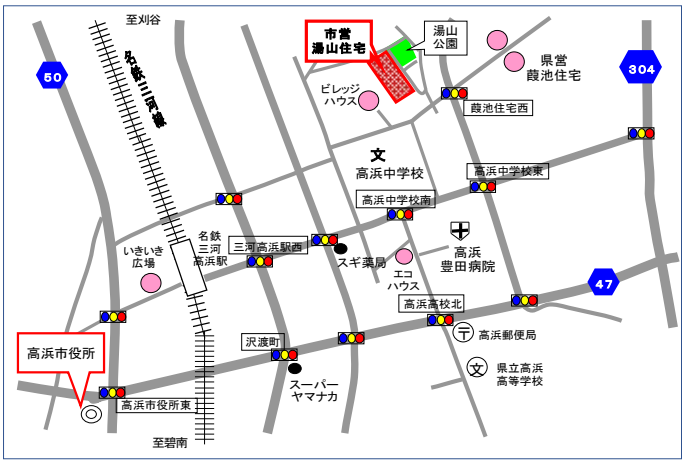

間取りは一例です

所　在　地	高浜市湯山町八丁目12番地1		
規　　格	中層耐火造4階建		
建設年度	昭和57年	戸　　数	48戸(3棟)
間　取　り	3DK(6･6･4.5･DK) もしくは 3DK(6･6･6･DK)		
家　　賃	20，200～42，000円		
通　学　区	翼小学校･高浜中学校		
ア ク セ ス	高浜市役所	1.4km	徒歩15分
	名鉄三河高浜駅	0.8km	徒歩10分
	高浜豊田病院	0.7km	徒歩 8分
	翼小学校	1.0km	徒歩12分
	高浜中学校	0.5km	徒歩 6分

＜市営東海住宅＞

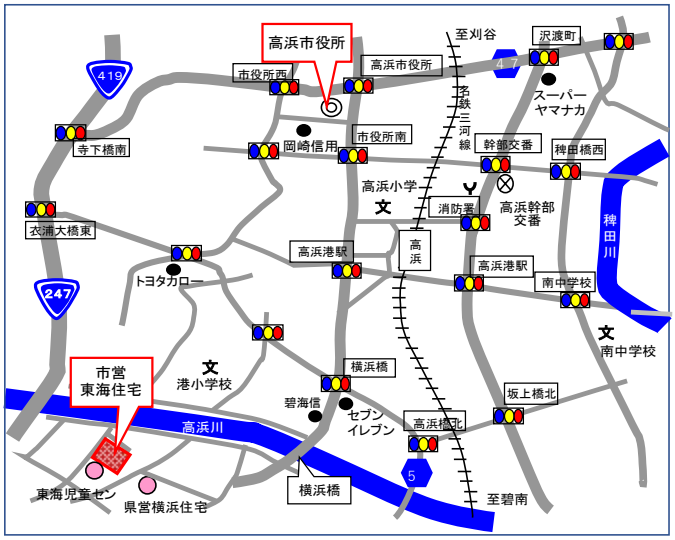

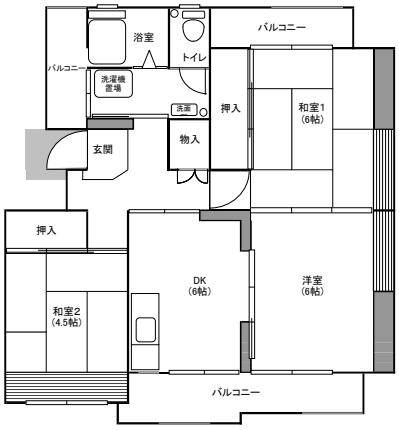

間取りは一例です

所　在　地	高浜市田戸町二丁目2番地62		
規　　格	中層耐火造4階建		
建設年度	昭和60年	戸　　数	48戸(3棟)
間　取　り	3DK(6･6･4.5･DK) もしくは 3DK(6･6･6･DK)		
家　　賃	21，800～43，600円		
通　学　区	港小学校･南中学校		
ア ク セ ス	高浜市役所	1.9km	徒歩22分
	名鉄高浜港駅	1.3km	徒歩15分
	高浜豊田病院	2.9km	徒歩35分
	港小学校	1.0km	徒歩12分
	南中学校	1.6km	徒歩19分

＜市営稗田住宅＞

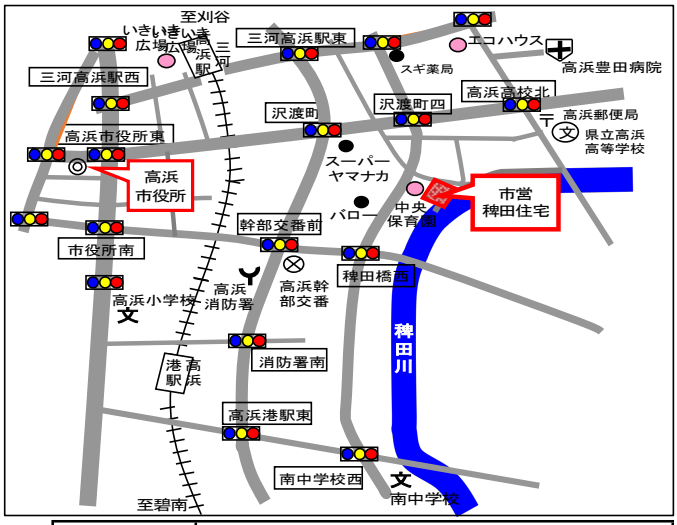

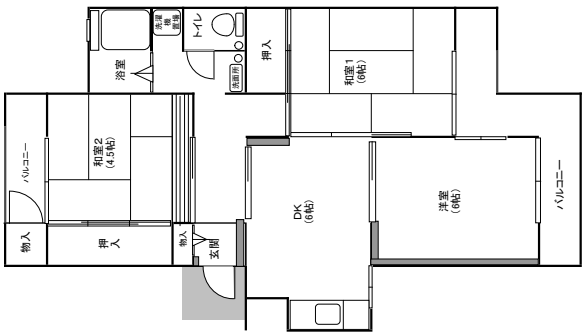

間取りは一例です

所　在　地	高浜市稗田町二丁目3番地10		
規　　格	中層耐火造5階建		
建設年度	平成 1年	戸　　数	20戸(1棟)
間　取　り	3DK(6･6･4.5･DK)　浴槽付		
家　　賃	24，300～48，000円		
通　学　区	高浜小学校･南中学校		
ア ク セ ス	高浜市役所	0.8km	徒歩10分
	名鉄三河高浜駅	0.8km	徒歩10分
	高浜豊田病院	0.7km	徒歩 8分
	高浜小学校	1.1km	徒歩11分
	南中学校	0.9km	徒歩10分

13　高浜市施設マップ

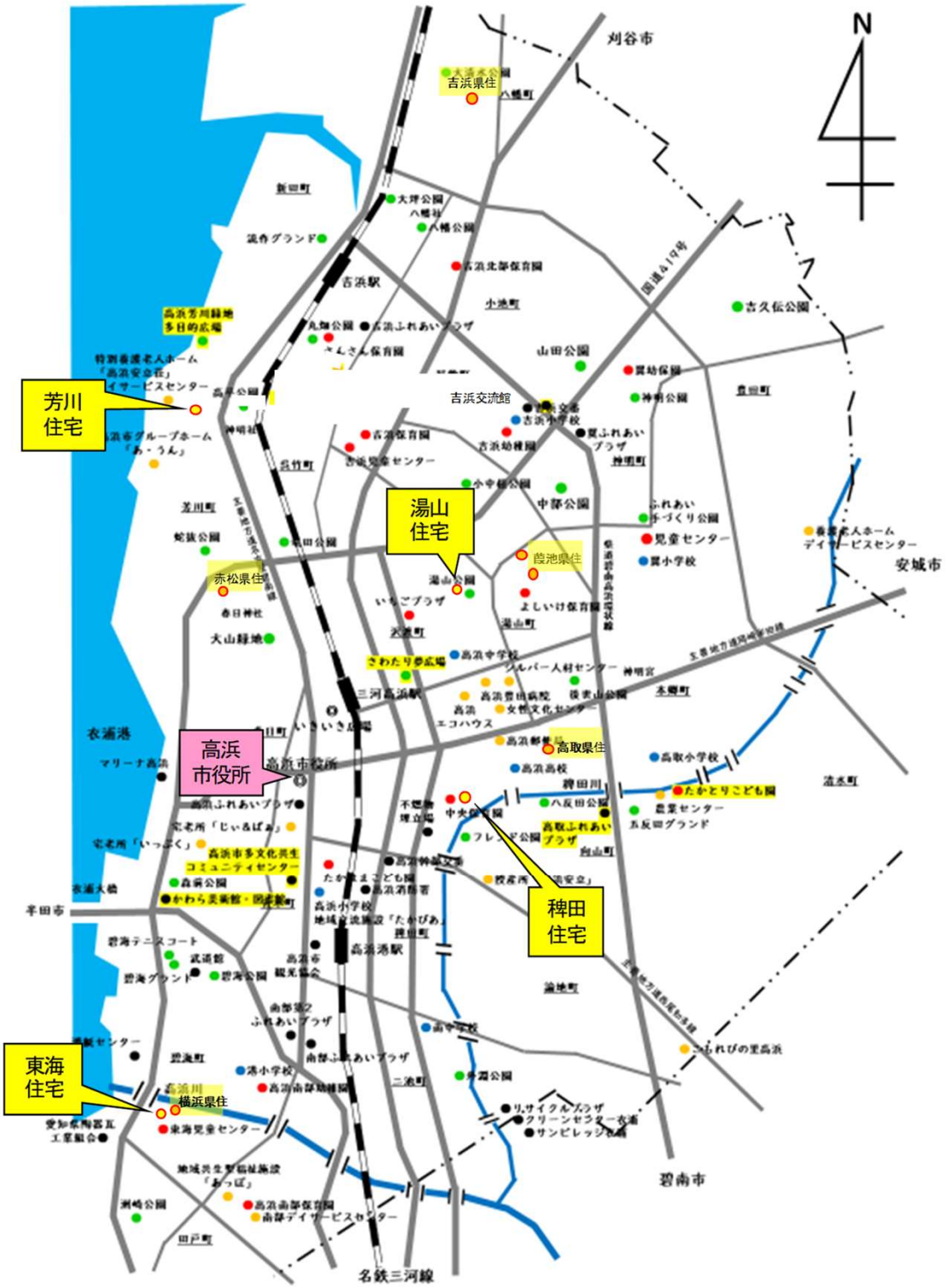

N
刈谷市
安城市
碧南市
名鉄三河線
芳川
住宅
湯山
住宅
稗田
住宅
東海
住宅
高浜
市役所
吉浜県住
赤松県住
葭池県住
高取県住
横浜県住
吉浜駅
吉浜交流館
高浜市役所
高浜港駅
三河高浜駅
高浜川
衣浦港

444-1398

愛知県高浜市青木町四丁目１番地２

高浜市役所

都市政策部　都市計画グループ

TEL　0566-95-9533